

上岡トンネル照明設備修繕業務

一般競争入札
入札説明書

令和3年9月13日
福島県いわき農林事務所

この入札説明書は、上岡トンネル照明設備修繕業務について、次のとおり条件付一般競争入札（以下、「入札」という。）を行うので、関係法令及び本件に関する入札の公告等の規定に基づき、入札に参加する者（以下、「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県いわき農林事務所長 岡部 広承

2 入札に関する事項

- (1) 業務及びその数量
上岡トンネル照明設備修繕業務 一式
- (2) 業務の仕様等
上岡トンネル照明設備修繕業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 履行期限
令和3年12月24日（金）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者で、かつ当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間に本県から施行令第167条第4第2項の規定による入札参加資格の制限措置を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号の規定による更正手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者）にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 次の事項のいずれかにあてはまる者であること。
 - ア 令和3・4年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿のうち、発注種別「電気工事業」の許可を受けている者で、いわき市内に本店を有する者。
 - イ 令和2・3年度福島県物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者のうち、営業種別「電気・通信機器類」、「建材・資材類」若しくは「その他修繕」のいずれかに登録の有る者で、いわき市内に本店を有する者。

4 入札参加手続等

- (1) 入札者は、入札公告、入札仕様書、仕様書及び契約書（案）を熟知のうえ入札しなければならない。
- (2) 仕様書、設計図書等に対する質問について
仕様書、設計図書等に対する質問は、質問書（様式6）により、6(2)に掲げる場所に直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法にて提出すること。
また、電話による質問は受け付けない。
回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにて行うものとする。
- (3) 現場説明会は行わない。
- (4) その他

- ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
- イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。

5 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に示す書類を6(2)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札者に必要な資格の確認を申請すること。
なお、資料作成等に要する費用は、入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。
このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための資料の提出、又は聴取等を求めることがある。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(様式1)
 - イ 会社概要(任意様式)
 - ウ 主任技術者経歴書(任意様式)
- (2) 前項の書類は、令和3年9月13日(月)から令和3年9月30日(木)まで(持参する場合は、月曜日から金曜日(休日を除く。))の8時30分から17時15分まで、6(2)に掲げる場所に提出すること。
なお、提出期限までに当該申請が行われなかったときは、当該資格を与えないので注意すること。
- (3) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書により、令和3年10月4日(月)以降、入札者に対して通知する。

6 入札書の作成方法及び提出方法

- (1) 入札書の作成方法
入札書は、以下の方法により作成しなければならない。なお、入札書の参考様式は様式2のとおり。
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職及びその氏名の記載及び代表者の押印(外国人の署名を含む。以下同じ)をすること。
 - ウ 業務名を記載すること。
 - エ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
- (2) 入札書の提出方法
入札書の提出は郵便によることとし、入札に参加する者は、入札書を以下の方法により次に掲げる場所に郵送しなければならない。
 - 郵便番号 970-8026
 - 住所 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎本庁舎3階
福島県いわき農林事務所 総務部総務課
 - 電話番号 0246-24-6188
 - FAX 0246-24-6159
 - メール iwaki.nourin@pref.fukushima.lg.jp

- ア 入札書の郵送は、一般書留又は簡易書留により行うこと。
- イ 封筒は、外封筒と中封筒の二重封筒とすること。
- ウ 中封筒には、入札書を入れ、封かんの上、封筒の表に会社名、業務名を記載すること。
- エ 外封筒には、入札書を封入した中封筒を入れ、会社名、担当者又は連絡先（電話番号及びファクシミリの番号）を記載すること。
- オ 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

(3) 入札書の提出期限

令和3年10月8日（金）午後5時15分までに必着とする。

7 入札保証金

(1) 入札に参加を希望する者は、6(3)に掲げる日時までに、入札金額（6(1)アの入札書の記載の金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その数を切り捨てた金額）をいう。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第169条第1項各号に該当する有価証券であって、当該各号に掲げる担保価額が、入札金額の100分の3以上であるものを、次に指定する場所に払い込むこと。

（有価証券を払い込みする場所）

住 所 福島県いわき市平字梅本15番地 福島県いわき合同庁舎本庁舎1階
福島県いわき地方振興局出納室

(3) 入札者で入札保証金を納付等した者は、入札保証金を納付等した領収書（領収印のあるものに限る。）を8に掲げる日時までに、5(1)に掲げる場所まで提出すること。

(4) 財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式3）、業務実績証明書（様式4又は5）により4(2)に掲げる期日までに5(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、6(3)に掲げる日時までに5(1)に掲げる場所へ申請するものとする。

8 開札の日時及び場所

令和3年10月11日（月） 午前10時
福島県いわき合同庁舎南庁舎 3階大会議室

9 開札方法

(1) 開札は、8で指定する日時及び場所において、公開で行う。

(2) 入札者は、傍聴人として出席することができる。

(3) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、初回入札者を対象に、郵便による再度入札を行う。再度入札における入札書の提出期日等は、別途通知する。

10 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行する

ことができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) 3に示す入札参加資格のない者が提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又はこれに代わる有価証券を納付または提供しない者（7(4)により入札保証金の全部の納付を免除された者を除く。）がした入札
- (4) 記名押印を欠く入札
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

12 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 財務規則に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 最低価格の入札をした者が2者以上あるときは、別に定める「郵便入札におけるくじ」の方法によりくじを行い、落札者を決定する。
- (3) 落札者に対しては、開札後速やかに電話、文書等確実な方法により通知する。
落札しなかった者に対しては特に通知は行わないが、電話等により問い合わせがあれば、口頭により回答する。
- (4) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約を行うこととする。

13 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）
- (3) 財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

14 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、落札の決定から7日以内に契約の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、14(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

15 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

16 その他

- (1) 書類は原則としてA4判とすること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理後、入札完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (4) 入札から落札者の決定までに、入札者が3に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (5) 本入札説明書受理者は、本入札手続き以外の目的で、次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡。
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

別紙

郵便入札におけるくじ

開札の結果、最低価格を入札した入札参加者が複数あり、順位の決定ができない場合は、「くじ」によりその順位を決定する。

1 入札書の「くじの数」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備えて、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入する。

なお、記入がない場合などは、本入札にあたって作成する入札参加者名簿において、当該入札者に付された番号が記入されたものとみなす。入札参加者名簿は、入札参加資格を有することが確認された者を、資格確認申請時の受付順に並べて作成するものとする。

2 くじの手順

- (1) 同額入札を行った者に、名簿番号の小さい者から順にくじ番号（0、1、2…）を付与する。
- (2) 同額入札の入札書に記載されたくじの数を合算し、その合計数を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記イの計算結果による余りと一致した上記アのくじ番号の入札者を落札者とする。

【例】入札参加者3名が同額入札の場合

- (1) 有資格者コード順にくじ番号を付与する。

A社（名簿番号001）…………… くじ番号 0
B社（名簿番号005）…………… くじ番号 1
C社（名簿番号010）…………… くじ番号 2

- (2) くじの数の和を求め、同額入札者数で除算し、余りを算定する。

A社 くじの数 123
B社 くじの数 072
C社 くじの数 452
くじの数の合計 $123 + 072 + 452 = 647$
余り $647 \div 3 = 215 \cdots \text{余り} 2$

- (3) 落札者の決定

落札者は、余りの「2」に一致するくじ番号である「C社」となる。